

20年度 介護保険料について

65歳以上の方の介護保険料は世帯（4月1日時点）市町村民税の課税状況や本人の収入などによって決まります。転入や65歳到達等により、4月2日以降に資格取得した方は、資格取得した日が世帯の基準日となります。

保険料の算出基準は、図1のとおりです。

第4・第5段階に該当する方について

18年度の税制改正の影響により、今までは市町村民税非課税だった方が課税に変わる可能性があります。その方には、急激に介護保険料額が上がるのを防ぐため、激変緩和措置がとられます。保険料額は表1のとおりです。

特別徴収（年金天引き）の対象となる年金

対象となる年金は次の3種類です。①老齢（退職）年金 ②遺族年金③障害年金。 ※老齢福祉年金は天引きの対象外。年金が年額18万円未満の方も対象外です。

※年度途中に65歳になる方の特別徴収の開始は、65歳になってから約10か月後の最初の偶数月から。それまでの間は、普通徴収として納付書または口座振替で納めていただきます。

介護保険料の決定通知

仮徴収の通知は4月10日頃に送付します。また、年間保険料額を決定後、7月中旬に本徴収の通知を送付します。

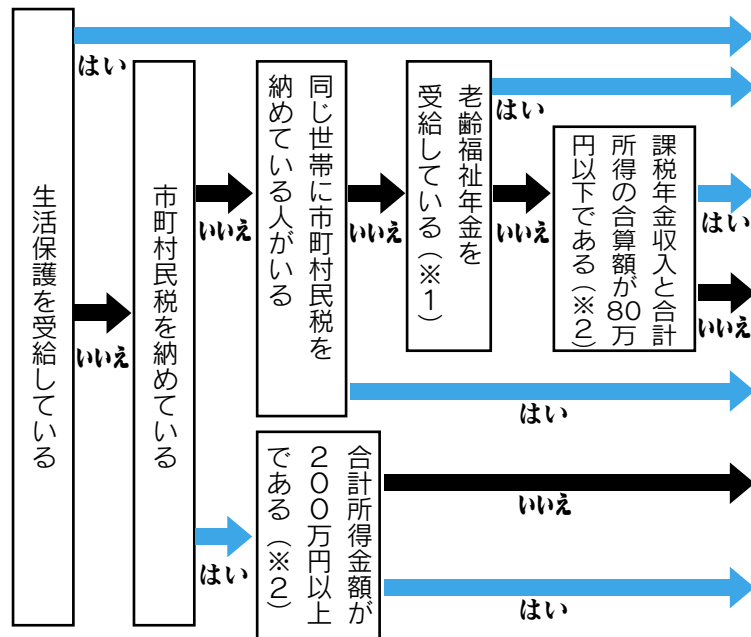
長寿福祉課 ☎ 44・3005

（表1）

第4・5段階うち激変緩和対象者の介護保険料

該当者	年間介護保険料額	
	18年度	19・20年度
第4段階の者のうち、税制改正がない場合	第1段階	25,740円
	第2段階	25,740円
	第3段階	32,370円
第5段階の者のうち、税制改正がない場合	第1段階	29,250円
	第2段階	29,250円
	第3段階	35,490円
	第4段階	42,120円
		45,240円

あなたの介護保険料は？



※1 老齢福祉年金＝明治44年4月1日以前に生まれた者。または大正5年4月1日以前に生まれた者で一定条件を満たす者が受けている年金
※2 合計所得金額＝「所得」とは実際の「収入」から「必要経費の相当額」を差し引いた額



淡路ファームパーク
イングランドの丘
ENGLAND HILL

開園時間：9時～18時（季節により変更あり）
入園料：大人800円、小人400円
電話：43-2626（お間違えのないように）

元気なアルバイトスタッフ大募集

遊具、レストラン、販売など。
ご希望の方は、電話の上、履歴書をご送付ください。
〒656-0443 南あわじ市八木養宜上1401



下水道に早期接続を

阿那賀（丸山）・津井地区で使用区域が拡大

下水道は豊かな自然を守り、快適な環境を守るために欠くことのできない施設です。下水道整備が完了している地域の方は、早期接続をお願いします。

区域の拡大

3月31日から、次の区域で下水道が使用可能になりました

戸籍、住民票等取得の際、窓口審査が厳格化

5月から 本人確認を行います

5月から、戸籍・住民票等取得の際の窓口審査が厳格化されます。これまで南あわじ市では、第三者が本人になりすまして届出をする、といった虚偽の届出を防止するため、住所の異動・戸籍の届出の際に本人確認を行ってきましたが、法律の改正に伴い、戸籍・住民票等取得の際にも、窓口へ来た人の本人確認を行います。また、戸籍・住民票等の交付を請求できる場合が限定されます。

◆本人確認できる書類
▽1枚で確認できるもの

運転免許証、旅券、写真付き住民基本台帳カード等
▽2枚以上の提示が必要なものの 健康保険被保険者証、年金証書、写真なし住民基本台帳カード等
◆請求できる者
▽戸籍謄本等 戸籍に記載されている本人またはその配偶者、直系親族
▽住民票等 本人または同一世帯に属する者
※右記以外の方は、正当な理由を申請書に記載する必要があります
長寿福祉課 ☎ 43・5023

平成20年度固定資産税における土地・家屋価格縦覧帳簿がご覧になれます

◆期間 4月1日（火）～6月2日（月）
平日8:30～17:15
◆場所 税務課（三原庁舎）
◆対象者 土地・家屋の納税義務者
長寿福祉課 ☎ 43-5022

廃食油（てんぷら油）の回収について

▽回収日時 毎月第1火曜日午前9時～正午
※5月は、5月13日（火）
▽回収場所 市役所各庁舎・連絡所等
※沼島出張所、灘連絡所は偶数月のみ
▽回収方法 専用のポリタンクへ、じょうごでろ過し、お入れください
長寿福祉課 ☎ 43・5024

身体障害者等の方に

軽自動車税の減免申請を受付

身体障害者等で一定の要件に該当する方は、普通自動車・軽自動車等のうちいずれか一台の自動車税または軽自動車税の減免を申請できます。

新規に平成20年度減免申請される方

5月26日（月）までに総合窓口へ次の書類等を持参し、申請を行ってください。①印鑑（認印可）②運転者の運転免許証③車検証④身体障害者手帳または戦傷病者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳。障害等の等級または車

市県民税と固定資産税前納報奨金が減額 20年度から

これまで、市県民税と固定資産税を1期に全期分を納めると、2期以降の各納期の税額に未到来の月数一月あたり0.6%の率で計算される金額を前納報奨金として交付していました。
20年度からはこの率が0.3%に改正し、報奨金が減額されます。

また、2期以降の各納期の税額が20万円（現行30万円）を超える場合、超える部分は報奨金の対象になりません。20年度から前納を中止される方や前納を始める方は、4月30日までに、取引金融機関・市役所総合窓口・税務課で手続きをお願いします。
長寿福祉課 ☎ 43・5022

平成19年度減免を受けていた方

軽自動車税減免申請書（継続用）を郵送します。減免を受ける車両または運転者の変更等がなければ、4月16日（水）までにご返送ください。変更がある場合は、新規の手続きを行ってください。
長寿福祉課 ☎ 43・5022
※普通自動車税の減免申請は洲本県税事務所（☎26・2026）へお問い合わせください。